

町田市あき地の環境保全に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市あき地の環境保全に関する条例の一部を改正する条例

町田市あき地の環境保全に関する条例（昭和４４年１０月町田市条例第２８号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
（所有者等の責務） 第３条 あき地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該あき地が危険な状態とならないよう適切に管理しなければならない。 （指導及び助言） 第４条 市長は、あき地が危険な状態となるおそれがあると認めるときは、その所有者等に対し、当該あき地の適切な管理に関し必要な指導及び助言をすることができる。 （勧告及び命令） 第５条 市長は、あき地が危険な状態とならないよう適切に管理されていないと認めるときは、その所有者等に対し、当該あき地の雑草の除去に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。 ２ 市長は、前項の規定による勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該所有者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	（所有者等の責務） 第３条 あき地の所有者または、管理者（以下「所有者等」という。）は、当該あき地が危険な状態にならないよう適切に管理しなければならない。 （指導勧告） 第４条 市長は、あき地が危険な状態になるおそれがあると認めるときは、当該あき地の管理について、所有者等に対し、指導または、勧告をすることができる。 （措置命令） 第５条 市長は、あき地が適切に管理されていないと認めたときは、所有者等に対し、当該あき地の雑草の除去を命令することができる。 （代執行） 第５条の２ 市長は、前条の規定により措置命令をうけたあき地の所有者等がこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）の規定により、自ら当該あき地の除草その他危険な状態を除去し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を所有者等から徴収することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。